平成２１年（フ）第６５６号
熊本市河内町河内1454番地
債務者　濱口　博雅
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６６６号
熊本市龍田６丁目４番２―304号
債務者　太田　達也
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６８２号
熊本市坪井４丁目11番４号
債務者　北里るみ子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６９４号
熊本市土河原町687番地
債務者　下田眞由美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７１５号
熊本県上益城郡益城町大字福富855番地１
ピアネータ東熊本Ⅱ304
債務者　森山　雅史
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７２９号
熊本県宇城市不知火町亀松３番地１　エクセルハイツ１―103
債務者　山田　　実
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７３１号
熊本市清水万石１丁目８番124号
債務者　岩本　孝子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７４６号
熊本県宇城市不知火町長崎647番地13
債務者　吉田　聡子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７６６号
熊本市水源１丁目17番24号
債務者　池田　達昭
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７６８号
熊本市白藤３丁目５番12―304号
債務者　野村　優代
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１５２号
福島県いわき市好間町上好間字大畑102番地
債務者　塚原　武男
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１６２号
山口県美祢市美東町真名753番地
債務者　若崎　由佳
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１８６号
山口市下小鯖1321番地19
債務者　福吉佐江子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５７号
熊本県球磨郡あさぎり町上北277番地18
債務者　宮鹿野美香（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第６１２号
愛知県西加茂郡三好町東山台43番地14　原田ハイツ203号
債務者　須貝　勇一
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４８６号
岡山市中区藤原西町１丁目５番32号　ルミエール102
債務者　髙山　洋史
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５６１号
岡山市南区新保102番地１　エクセルＫ’ｓ306
債務者　水口　大輔
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部